ITKeeper PCパック サービス条項

第１条　（基本条項）

１．サービス条項は、「ITKeeper基本条項」（以下「基本条項」といいます。）と一体となってその効力を有し、乙の甲に対するPCパック（以下「本サービス」といいます。）の提供に関して適用されるものとします。

２．サービス条項の規定と基本条項の規定との間で齟齬が生じた場合は、本サービス条項の規定が優先されるものとします。

第２条　（用語の定義）

本サービス条項において、下記の用語は、基本条項に定める定義と同一の意味を有する他、それぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
対象機器	甲が乙より購入した、または、乙が乙指定のリース会社に販売し、当該リース会社より甲がリースをうけている、本サービスの対象となる機器であり、(i) 別紙第２項に定められたメーカー製のクライアントパーソナルコンピューター（以下「PC」といいます。）であり、同じく別紙第３項に定められた対象OSがインストールされているPC、または、(ii) デスクトップ型PCに接続される液晶モニターであって、別紙第２項に定めるメーカーのもの（以下「モニター」といいます。）をいいます。
保守対応期間	対象機器のメーカーが定めた、対象機器毎に設定される保守対応できる期間をいいます。
基本ソフトウェア	別紙第４項で定めるソフトウェアをいいます。

第３条　（標準サービス）

本サービスは、別紙第1項で規定されたサービスメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

標準サービスの種類	適用となる基本条項
１．PC開梱設置サービス	請負条項
２．ハードウェア保守サービス	請負条項
３．初期導入状態リカバリーサービス	委任条項
４．ネットワーク再設定サービス	委任条項
５．プリンタードライバーインストールサービス	請負条項
６．ヘルプデスクサービス	委任条項
７．障害復旧支援サービス	請負条項
８．ネットワーク設定サービス	請負条項
９．ソフトインストールサービス	請負条項

第４条　（本サービスの申込条件）

１．本サービスの申込条件は、別紙第１項のサービスメニューにより条件が異なります。

(1) サービスメニューの「開梱設置・保守メニュー」、「保守メニュー」、「ネットワーク設定」、「ソフトインストール」については、甲は、対象機器の新品購入と同時の場合または対象機器メーカー発行の保証書に記載された保証開始日、もしくは対象機器の新品購入日から６０日以内である場合にのみ、本サービスを申し込むことができるものとします。

(2) サービスメニューの「保守メニュー既設」については、甲は、対象機器の新品購入日または対象機器メーカー発行の保証書に記載された保証開始日から起算して６１日以降２年未満である場合にのみ、本サービスを申し込むことができるものとします。なお対象機器は正常に稼動していることを条件とします。

２．対象機器のメーカーが発行した対象機器の保証書があるものとします。

３．甲が本サービスを申し込む場合において、当該本サービスの契約期間が保守対応期間を超えるときには、当該本サービスの申込はできないものとします。

第５条　（PC開梱設置サービス）

１．乙は、PC開梱設置サービスとして、対象機器を組み立て、甲の指定する場所に当該対象機器を設置するものとします。

２．対象機器は、別紙３項規定のOSを起動するまでの設定を行うものとします。その際に必要情報を甲に確認することがあります。

３．対象機器の設置方法は、据え置きによる設置のみとなります。ラック内への取り付けや特殊な場所への設置は除きます。

４．PC開梱設置サービスにおいて、対象機器がPCとモニターの場合はモニターの開梱設置作業も実施するものとします。

５．本サービスにおいてソフトウェアのインストール作業は含みません。

第６条　（ハードウェア保守サービス）

１．乙は、ハードウェア保守サービスとして、対象機器に障害が発生した場合の対象機器の部品交換または修理を実施するものとします。
２．ハードウェア保守サービスは、ヘルプデスクサービスにおける甲からの対象機器のハードウェア障害に関する問合せを端緒として提供されます。
３．対象機器の外部に接続されたデバイスは、対象機器メーカー純正のデバイス（以下、「純正デバイス」といいます。）であっても、ハードウェア保守サービスの対象外とします。ただし、マウス、キーボードの純正デバイスについては、別途対象機器メーカーが定める基準に従い乙の判断により対象機器として扱う場合があるものとします。
４．対象機器の内部に接続された対象機器メーカー以外のデバイスはハードウェア保守サービスの対象外とします。
５．ハードウェア保守サービスの保証範囲は、機能保証となり、故障の内容または状況により、同一性能の同等部品または別メーカーの製品と交換する場合があるものとし、甲はそれに同意します。
６．対象機器のモニターに関しては、故障の内容または状況により、同一性能の同等製品と交換する場合があるものとし、甲はそれに同意します。
７．対象機器のノート型PCにおいて、バッテリーや対象機器メーカーが定める消耗品はハードウェア保守サービスの保証範囲外とします。

第７条　（対象機器の修理）

１．乙は第６条のハードウェア保守サービスにより、対象機器においてハードウェアに起因する障害が発生していると判断した場合、保守要員を訪問させ、対象機器の修理を実施するものとします。
２．対象機器の修理は、デスクトップ型のPCおよびモニターにおいては原則として、甲の設置場所において修理を実施します。ノート型PCにおいては、保守要員が甲の設置場所に訪問し、対象機器を持ち帰り修理を実施します。この場合、甲は、対象機器に保存されたデータを全て消去または第三者が閲覧できないよう適切な処置を施します。
３．乙が対象機器の修理に伴いハードディスクドライブ（以下「HDD」といいます。）の交換が必要であると判断した場合、乙は、対象機器の修理として当該HDDの交換及びBIOSでのHDDの認識のみ実施するものとします。
４．乙が発生した障害の状態により対象機器の修理ができないと判断した場合、乙は、修理できない旨及びその理由を甲に説明することをもって当該対象機器の修理の実施につき責任を免れるものとします。
５．対象機器の保守対応期間の終了等に基づく対象機器メーカーによる部品供給の打切り、または対象機器メーカーの倒産などの理由により対象機器の修理が困難となった場合、乙は、対象機器の修理実施について何ら責任を負うものではありません。
６．対象機器の修理において部品交換が実施された場合、当該対象機器から交換された旧部品の所有権は、乙に帰属するものとします。なお、旧部品に記録されていたデータに関しては、乙は何ら責任を負うものではありません。また、甲は、旧部品の所有権の乙への帰属を望まない場合、別途有償にて当該旧部品を購入することができるのとします。
７．対象機器の修理において、その修理完了期間までの代替機による貸し出しは行わないものとします。

第８条　（初期導入状態リカバリーサービス）

１．乙は、初期導入状態リカバリーサービスとして、別紙に定める「OS」、「基本ソフトウェア」及び「サポート対象ソフトウェア」（以下総称して「OS等製品」といいます。）の障害と判断した場合並びにHDDを交換する場合には、OS等製品の再インストールを実施するものとします。
２．初期導入状態リカバリーサービスの実施範囲は、対象機器へのOS等製品の再インストールのみとし、データの復旧、バージョンアップ作業及びパッチの導入その他の作業は実施範囲外とします。
３．甲は、初期導入状態リカバリーサービスの実施前に、甲の責任と費用負担においてOS等製品のインストール用のメディア又はリカバリー用のメディアを事前に準備するものとします。なお、OS等製品のインストール用のメディア又はリカバリー用のメディア及びそのメディアに対応した読み込み用のドライブ装置が準備されていない場合、初期導入状態リカバリーサービスは実施されません。

第９条　（ネットワーク再設定サービス）

１．乙は、ネットワーク再設定サービスとして、HDDの交換時において、PCパック作業明細書のネットワーク設定情報に基づき、ネットワーク環境への接続設定を実施するものとします。なお、ネットワークの障害に対する対応や作業は実施範囲外とします。
２．甲は、ネットワーク再設定サービスの実施前にPCパック作業明細書を乙に提示するものとします。
なお、甲がPCパック作業明細書を提示しない場合、または、開梱設置・保守サービスのオプションメニューであるネットワーク設定を実施していない場合、乙は、ネットワーク再設定サービスを実施しないことができるものとします。ただし、甲によるネットワーク設定に必要な情報の提供がある場合はこの限りではありません。

第１０条（プリンタードライバーインストールサービス）

１．乙は、プリンタードライバーインストールサービスとして、HDDの交換時においてプリンタードライバーのインストールを実施するものとします。なお、対象となるプリンタードライバーは、株式会社リコーが製造し提供しているプリンター機器及びプリンター機能搭載機のプリンタードライバーとします。

２．甲は、プリンタードライバーインストールサービスの実施にあたり、当該プリンタードライバー及びプリンター設定に関する情報、インターネットによるダウンロード環境の提供をするものとします。ただし、甲による必要な情報や環境が提供されない場合、プリンタードライバーインストールサービスは実施されません。

第１１条（ヘルプデスクサービス）

１．乙は、ヘルプデスクサービスとして、別紙第５項に定めるソフトウェア（以下「サポート対象ソフトウェア」といいます。）に関する問題の特定、問題の解決および使用方法についての支援を、電話による問い合わせを端緒として、電話およびリモートによる対象機器への接続（以下「リモート接続」といいます。）により提供するものとします。なお、対応言語は日本語対応となります。

２．サポート対象ソフトウェアに関する問い合わせ範囲は、対象ソフトウェアに付属するマニュアル、操作説明書およびヘルプに記載される内容とします。

３．前２項の定めにかかわらず、OS製品のうち、OS等製品を開発したメーカーまたはOS等製品のサポートを提供している業者がサポートを打ち切ったOS等製品については、サポート打ち切り日以降、当該OS等製品のマニュアルに記載された内容の範囲内でヘルプデスクサービスを提供するものとし、それ以外に関する内容については対象外とします。なお、OS等製品のマニュアルに記載された内容の範囲内であっても、乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。

４．乙は甲からの問合せに対し、リモート接続ができるものとします。ただし、以下各号の場合においては、リモート接続は実施されないものとします。

(1) リモート接続に対する甲の同意がない場合
(2) 甲がインターネット接続環境を有していない場合
(3) 甲のインターネット接続環境が乙の定める要件を満たしていない場合
(4) 甲のインターネット接続環境を提供するサービスプロバイダ等その他インターネット接続に介在する第三者側の事由のより、甲が対象機器にリモート接続できない場合
(5) 前各号のほか乙がリモート接続を実施することができないと判断した場合

５．前項のリモート接続が実施された場合であっても、対象機器の操作は甲が行うものとし、乙による対象機器の操作は行わないものとします。また、前項のリモート接続の実施中、甲は、対象機器の画面を常時確認し、乙に必要な情報を提供するものとします。

第１２条（障害復旧支援サービス）

１．乙は、障害復旧支援サービスとして、一次的に電話およびリモート接続により、また二次的に保守要員を訪問させることにより、対象機器に発生した障害の切り分けを行い、ハードウェアまたはサポート対象ソフトウェアによって発生した障害の復旧を支援するものとします。なお、保守要員の訪問の要否は、乙が判断するものとします。

２．前項の障害の切り分けは、障害箇所を特定することを目的としますが、障害箇所の部位まで明確に特定することを保証するものではありません。また、切り分けの完了を保証するものではなく、乙は障害原因の完全な解明まで行う義務を負うものではありません。

第１３条（ネットワーク設定サービス）

乙は、ネットワーク設定サービスとして、LAN接続、インターネット接続に必要なWindowsネットワーク設定を実施します。ネットワーク設定サービスの詳細は、別紙第６項に定めるものとします。

第１４条（ソフトインストールサービス）

乙は、ソフトインストールサービスとして、別紙第４項に定める基本ソフトウェアのインストールを実施します。

第１５条（本サービスの提供時間）

本サービスの提供時間は、別紙１項に定めるサービス提供時間帯とします。

第１６条（甲の協力）

１．本サービスの実施に伴い乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所および対象機器の修理に必要な部品等の保管場所を無償で乙に提供するものとします。

２．甲は、乙の保守要員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器を甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。

３．甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。

４．甲は、対象機器の設置場所の環境等について、対象機器メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象機器を使用するものとします。
５．甲は、乙が本サービスを提供するにあたり必要なネットワーク環境の情報、ネットワーク機器またはPCに関する情報を乙に提供するものとします。

第１７条（適用除外）
以下の各号に定める事項については、本サービスの適用から除外され、乙は、その実施について何ら責任を負わないものとします。
(1) 以下の①から③のいずれかに起因する対象機器の障害または故障の修理
① 対象機器メーカー指定外の媒体または消耗品等の使用
② 対象機器メーカーの定める使用環境以外での使用
③ 対象機器メーカーの保証が適用されない対象機器の不適正な使用、火災、水害、異常電流、甲による輸送もしくは乙または対象機器メーカー従業員（対象機器メーカーの委託先従業員を含みます。）以外の者により実施された改造または作業等
(2) 消耗品および対象機器メーカーが別途定める特別保守部品等の提供およびそれらの交換作業
(3) 対象機器に記憶されたデータおよび甲の保有するデータのバックアップ作業、並びに当該データが毀損および滅失した場合の修復作業
(4) 本サービスの完了後における対象機器の不具合および甲の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業
(5) 対象機器へのコンピュータウイルスの感染および外部からの不正アクセスに対する防御並びにコンピュータウイルス等に起因して対象機器または甲の使用するソフトウェアに生じた障害の復旧作業
(6) データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更並びにこれら関わる支援作業
(7) 乙により対象機器の保守部品が入手困難となった場合の対象機器の修理
(8) 天災地変、その他の不測の事故若しくは甲の故意、過失または不正使用により生じた対象機器の障害の復旧作業
(9) 対象機器にインストールされたOS及び基本ソフトウェア以外のソフトウェアに起因して生じた障害の復旧作業
(10) 前各号の他、乙が本サービスの対象外と認める作業

第１８条（甲の責任）
甲は、対象機器の障害発生に備え、甲の費用負担において以下の各号に規定する内容を実施する責任を負うものとします。なお、乙は、以下の各号について何ら責任を負うものではありません。
(1) 対象機器上で作業するソフトウェアのバックアップ
(2) 前号のソフトウェアにおいて作成され、保存されたデータのバックアップ
(3) その他対象機器の記憶されたデータで、甲が必要であると判断したデータのバックアップ

第１９条（機密保持等）
１．甲および乙は、本サービスの提供に関して相手方から知得した情報のうち、書面にて秘密である旨が明示された情報に関しては、秘密を保持するものとします。
２．甲は、本サービスの提供に関して乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、また第三者に開示してはならないものとします。
３．甲は、乙がヘルプデスクサービスに伴いリモート接続を実施するにあたり、乙に対して個人情報または企業情報（以下「個人情報」といいます。）を開示する場合、甲の責任において当該個人情報に対してデータの加工、変更または修正を行い、もしくはデータに対してマスキング等を実施し、乙が個人情報等を知得できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置が講じられない場合、乙は、リモート接続の全部または一部の提供を行わないことができるものとします。
４．「刑事訴訟法」（昭和23年7月10日法律第１３１号）及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（平成１１年８月１８日法律第１３７号）に基づき捜査機関により強制処分が行われた場合、乙は当該処分の範囲内で本条の秘密保持義務を負わないものとします。

第２０条（本サービスの契約期間及び契約の更新）
１．本サービスの契約期間は、甲の選択により次項に定める契約開始日より１年間、３年間、４年間又は５年間とします。
２．本サービスの契約開始日は、「ITKeeper作業完了報告書」の検収日とします。
３．本サービスの契約期間満了日は、第１項に定める契約期間が経過する月の末日とします。本契約は、契約満了日をもって終了するものとします。
４．本サービスの契約期間が1年間の場合、甲は、契約期間満了日の３０日前までに、甲乙いずれからも契約終了の申し出がないときは、本契約は更に１年間自動的に延長され、更新されるものとし、以後も同様とします。

(1) 自動更新時される期間は、対象機器の購入日より５年以内、もしくは対象機器メーカーの部品供給期限の短い期間までとします。
(2) 当該更新時の料金は、別紙第８項（１）の料金が適用されるものとします。

５．前項にて、甲の都合により契約終了の申し出を行った場合、本契約は自動的に更新されないものとし、その該当する機器は、契約期間の満了日にて契約が終了するものとします。また、契約台数が複数台にて契約の更新と終了が混在する場合、乙の指定する書面にて該当の機器新たに更新する対象の台数の確認を行うものとします。

６．本サービスの契約期間が３年間又は、４年間の場合、甲は、第３項の本サービスの契約期間満了後に、サービスメニュー「保守メニュー既設」にて契約期間が１年間のサービスメニューを申し込むことができるものとします。

７．前項のサービスメニューの申し込み（以下、「本件申込」といいます。）を行なう場合の申込条件としては、次のとおりです。
(1) 本件申込は、第3項の本サービス契約期間満了月内に申し込むものとし、当該満了月を超えた場合には本件申込ができません。

第２１条（料金等）

１．甲は乙に対し、利用申込書に記載された本サービスにかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等（以下、「料金等」といいます。）を利用申込書に定める支払い方法にて支払うものとします。

２．本サービスの契約期間が１年間のサービスメニュー（「保守メニュー既設」を除く。）の場合、初回の契約時と当該契約期間満了後に自動的に契約が更新される更新契約時にて料金が変更となり、別紙第８項記載のとおり支払うものとします。

３．理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲により一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第２２条（本サービスの解約中途解約および解除）

本契約を解約するときは、甲は、書面によりその旨を乙に通知するものとします。

第２３条（本サービス提供の廃止）

１．乙は、乙の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

２．前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービス廃止日の２ヵ月以上前までに甲に対してその旨を通知するものとします。

３．乙は、本条に基づきサービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２４条（サービス提供の中止）

１．乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部又は一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

２．乙は、本サービスの全部又は一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。

３．乙は、本条に基づきサービスの提供を中止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２５条（サービス提供の停止）

１．乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく直ちに本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。
(1) 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの費用等の支払がなされない場合
(2) 本サービスの申込及びその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
(3) 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、又は同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
(4) 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合
(5) 基本条項及び本サービス条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
(6) その他乙が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合

２．乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
(1) 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合
(2) その他、乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合

３．乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。

第２６条（損害賠償責任）

１．甲は、乙の本契約違反による損害を被った場合に限り、甲が損害を被った対象機器について支払った本サービスの利用料金相当額を上限として、現実に生じた通常の直接損害について賠償請求できるものとします。なお、甲が本条項により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から６ヶ月間に限られるものとします。

２．前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは、本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意又は過失により発生した場合も含む。）甲又は第三者の損害および権利侵害について、乙は一切の責任は負わないものとします。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

３．甲が利用規約に違反、不正行為、または甲の責に帰すべき事由により、乙に損害を与える事態となった場合は、乙は甲に対し損害賠償を請求できるものとします。

４．乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については一切その責任を負わないものとします。

以上

別紙

１．サービスメニュー毎の提供サービス

本サービスは以下の５つのサービスメニューにより構成されるものとします。なお、各サービスメニューで提供されるサービスは下表の通りとします。ただし、対象機器がモニターである場合は、サービスメニューが保守メニューのみとなり、提供サービスも「ハードウェア保守サービス」のみの提供となります。

〈サービスメニュー〉

（１）開梱設置・保守メニュー
（２）保守メニュー
（３）保守メニュー既設
（４）ネットワーク設定(オプション)
（５）ソフトインストール（オプション）

サービスメニュー／提供サービス	開梱設置・保守メニュー※1	保守メニュー	保守メニュー既設	保守メニュー(モニター)	オプションメニュー※2		サービス提供時間※3
					ネットワーク設定	ソフトインストール	
PC開梱設置サービス	○	―	―	―※4	―	―	月～金 9時～17時
ハードウェア保守サービス	○	○	○	○	―	―	月～金 9時～17時
初期導入状態リカバリーサービス	○	○	○	―	―	―	月～金 9時～17時
ネットワーク再設定サービス	○	○	○	―	―	―	月～金 9時～17時
プリンタードライバーインストールサービス	○	○	○	―	―	―	月～金 9時～17時
ヘルプデスクサービス	○	○	○	―	―	―	月～金 9時～18時
障害復旧支援サービス	○	○	○	―	―	―	月～金 9時～17時
ネットワーク設定サービス	―	―	―	―	○	―	月～金 9時～17時
ソフトインストールサービス	―	―	―	―	―	○	月～金 9時～17時

※１：開梱設置・保守メニューは、技術者の訪問基本料金が必要となります。
※２：オプションメニューは、開梱設置・保守メニューのみに対応します。
※３：サービス提供時間は、祝日及び年末年始の乙の指定日は除きます。
※４：モニターの開梱設置作業は行いません。開梱設置・保守メニューと同時申込時は、開梱設置・保守メニューでモニターの開梱設置作業を行います。

２．対象機器

本サービスの対象機器は、以下の会社が適法に権利を有する商標が付けられた機器のみとなります。

（１）富士通株式会社製
（２）日本電気株式会社製
（３）株式会社東芝製
（４）株式会社日本ＨＰ、日本ヒューレット・パッカード株式会社製
（５）レノボ・ジャパン株式会社製
（６）デル株式会社製※対象機器がモニターの場合は、上記の会社が富士通株式会社製と株式会社日本ＨＰ、日本ヒューレット・パッカード株式会社製のみとなります。

※対象機器のPCにて、コンシューマー向けモデル、ワークスステーション、シンクライアント、PDA、ネットPC（モバイルに特化した低価格PC）、タブレットタイプ、地上デジタルチューナー内蔵モデル、通信機器機能内蔵モデルは対象外となります。
※対象機器に該当する機器であっても、個別カスタマイズ仕様となっている機器は対象機器には含まれません。
※対象機器は、甲は乙から購入した機器となります。
※対象機器の対象機器会社が発行した、対象機器の保証書が必要となります。
※対象機器は、ウイルス対策ソフトの製品版が導入されている、もしくは導入される機器とします。
※対象機器がデスクトップ型PCの場合、PC本体とモニターはそれぞれの契約が必要となります。
※対象機器がデル株式会社製の場合、出荷時にプロサポートが含まれている必要があります。

３．OS

本サービスの対象となるOSは、以下のOSに限定されます。（日本語版）

OS	Microsoft Windows 11 Pro (64bit)

※本サービス契約締結時、当該対象基本OS（あるいは基本ソフトウェア）を開発したメーカーがサポートを打切っている製品は、本サービスの対象外となります。
なお、本サービスの有効な契約期間中に、当該メーカーサポートが打切りとなった場合、当該メーカーサポートが必要なサービスが実施できません。その場合、乙は、本サービスのうち当該メーカーサポートを伴わないサービスの範囲で実施するものとします。

４．基本ソフトウェア

本サービスの対象となる基本ソフトウェアは、以下の通りとします。

基本ソフトウェア	Microsoft Office 2016/2019/2021/2024 Microsoft Excel 2016/2019/2021/2024 Microsoft Word 2016/2019/2021/2024 Microsoft PowerPoint 2016/2019/2021/2024

５．サポート対象ソフトウェア

本サービスの対象となるサポート対象ソフトは、以下の通りとします。

サポート対象ソフトウェア	≪OS≫ Microsoft Windows 11 Pro ≪ソフト≫ Microsoft Excel 2016/2019/2021/2024 Microsoft Word 2016/2019/2021/2024 Microsoft PowerPoint 2016/2019/2021/2024 ※ Officeからインストールした場合においても、上記以外はサポート対象外となります。 （Microsoft Access, OneNote, Project, Publisher, Visio等は、サポート対象外となります。） ※ データベース、VBAやマクロは対象外となります。 ≪インターネットブラウザー≫ Microsoft Edge ≪メールソフト≫ Microsoft Windows 11メール Microsoft Outlook 2016/2019/2021/2024 ※ メールソフトのサポート対象は、メール機能に対してのみのとなります。 ≪クラウドサービス for Office365≫ Office インストール版 OneDrive for Business Teams ※クラウドサービス for Office365をご契約頂いている場合のみ、障害復旧支援サービス、初期導入状態リカバリーサービスにてサポート対象となります。 ※Visio、Project、SharePoint、Exchangeは対象外となります。 ※Windows標準機能のOneDriveは対象外となります。

※セキュリティ機能（ウイルス対策や暗号化機能）や仮想化、クラウドに関する機能は対象外となります。
※サポート対象ソフトウェアは、オフィスでの一般的な利用範囲とし、開発に関する内容、データベース、VBAやマクロは対象外となります。

６．ネットワーク設定サービス

（１）TCP/IPによる設定

PCのアカウント情報やTCP/IP設定情報をヒヤリングし作業完了報告書明細に設定内容を記載します。なお、作業完了報告書明細はお客様にて保管していただきます。設定作業として、LANケーブル接続とネットワーク設定デフォルトゲートウェイへのPingによる疎通を確認します。

また、ネットワーク設定として、TCP/IPによるネットワークの設定を行います。

※ネットワーク設定はDHCPによる設定又は甲によって指定されるIPアドレスの設定に限られ、LAN環境の構築が必要となる設定や無線LANに関する設定は対象外となります。

（２）メール設定

サポート対象ソフトウェアに含まれるメールソフトについて、送受信のメールサーバーの設定を行い、動作確認として送受信テストを行います。なお、OSにサポート対象メールソフトが標準搭載されていない場合は、インストール作業を行います。

（３）インターネットブラウザー設定

サポート対象ソフトウェアに含まれるインターネットブラウザーについて、接続設定を行い、閲覧確認テストを行います。

（４）ファイルサーバーの共有フォルダへの接続設定

甲に本設定の申込があった場合、同一環境下に設置されたファイルサーバーの共有フォルダに対し、乙による接続設定作業（デスクトップへのショートカット作成）を行います。ただし、設定に必要な情報が甲よりドキュメントにて申込時に提示され場合に作業するものとします。

※甲より提示された設定内容に応じた設定とします。ファイルサーバーの共有フォルダを作成するサービスではありません。また、ファイルサーバーの設定情報を調査、確認するサービスは含まれません。

※対象となるファイルサーバーは、サーバーOSにて固定のIPアドレスが設定されたファイルサーバーとなります。

※設定するショートカットは，ＰＣ１台につき3個までとします。

７．オプションメニュー

オプションメニューは、開梱設置・保守メニューのみの対応となり、開梱設置・保守メニューと同時の場合のみ申し込むことができます。

８．料金

（１）本サービスの契約期間が１年契約のメニュー（「保守メニュー既設」を除く。）については、初回の契約時と、当該契約期間満了後に自動的に契約が更新される更新契約時の料金は異なり、下記の料金となります。

メニュー名	契約期間	契約時期	料金（税抜き）
ＰＣパック　開梱設置・保守メニュー　デスクトップ型	１年契約	初回	¥20,350/1年・台
		更新	¥16,500/1年・台
ＰＣパック　開梱設置・保守メニュー　ノート型	１年契約	初回	¥21,780/1年・台
		更新	¥18,535/1年・台
ＰＣパック　保守メニュー　デスクトップ型	１年契約	初回	¥14,850/1年・台
		更新	¥16,500/1年・台
ＰＣパック　保守メニュー　ノート型	１年契約	初回	¥16,280/1年・台
		更新	¥18,535/1年・台
ＰＣパック　保守メニュー　モニター型	１年契約	初回	¥2,200/1年・台
		更新	¥4,400/1年・台
ＰＣパック　保守メニュー　デスクトップ型　再契約	１年契約	初回	¥18,150/1年･台
		更新	¥16,500/1年･台
ＰＣパック　保守メニュー　ノート型　再契約	１年契約	初回	¥19,580/1年･台
		更新	¥18,535/1年･台

（２）本サービスの契約期間３年、４年又は５年契約のメニュー（「保守メニュー既設」を除く。）および保守メニュー既設のメニューにおいては、次の記載の料金となります。

メニュー名	契約期間	料金（税抜き）
ＰＣパック　開梱設置・保守メニュー　デスクトップ型	３年契約	¥52,800/3年・台
	４年契約	¥60,500/4年・台
	５年契約	¥71,500/5年・台
ＰＣパック　開梱設置・保守メニュー　ノート型	３年契約	¥58,300/3年・台
	４年契約	¥66,000/4年・台
	５年契約	¥77,000/5年・台
ＰＣパック　開梱設置・保守メニュー　訪問基本料金		¥8,800/人
ＰＣパック　開梱設置・保守メニュー　オプション　ネットワーク設定		¥1,650/台
ＰＣパック　開梱設置・保守メニュー　オプション　ソフトウェアインストール		¥1,650/台
ＰＣパック　保守メニュー　デスクトップ型	３年契約	¥47,300/3年・台
	４年契約	¥55,000/4年・台
	５年契約	¥66,000/5年・台
ＰＣパック　保守メニュー　ノート型	３年契約	¥52,800/3年・台
	４年契約	¥60,500/4年・台
	５年契約	¥71,500/5年・台
ＰＣパック　保守メニュー　モニター型	３年契約	¥8,800/3年・台
	４年契約	¥14,300/4年・台
	５年契約	¥19,250/5年・台
ＰＣパック　保守メニュー既設　デスクトップ型	１年契約	¥18,150/1年・台
	３年契約	¥52,800/3年・台
	４年契約	¥62,700/4年・台
ＰＣパック　保守メニュー既設　ノート型	１年契約	¥19,580/1年・台
	３年契約	¥58,300/3年・台
	４年契約	¥68,200/4年・台

以上